

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【港湾・海岸工事企業用】

「船舶」に関すること

「入出港手続」について

入港前に行う手続き

- 起重機船及び作業船等を入港させる場合は、白老町港湾グループへ事前に入港予定時期及び船名等を連絡の上、必要な事項があれば打ち合わせを行うこと。
- 入港予定時期等が変更になった場合は速やかに連絡すること。

入港前に提出する書類

- 入港日時等が確定し次第「入港前手続様式」を提出すること。(メール、FAX可)
【様式】「入港前手続様式」(word形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。
- 入港日時等が変更になった場合は速やかに連絡すること。

入港後に提出する書類

- 入港後は、速やかに「入出港届」(到着日時等の記載)を提出すること。(メール、FAX可)
【様式】「入出港届」(word形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

出港後に提出する書類

- 出港後は、速やかに「入出港届」(出発日時等の記載)を提出すること。(メール、FAX可)
【様式】「入出港届」(word形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

「入出港経路・航行」について

船舶の入出港経路

- 「白老港入出港経路」を参照願います。
(※ 入出港経路以外は、鮭定置網等の漁具が設置されていますのでご注意願います。)
【白老港入出港経路】(PDF形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

船舶の航行(港内及び港付近)

- 船舶の入出港は、原則、06:00~20:00までとする。
- 港の付近や港内においては、可能な限り減速の上、安全確認を徹底し慎重に航行すること。
(常時、漁船等の小型船が航行しているため。)
- 漁船(小型船含む)航行時の安全確保に努めること。
- 漁船の繁忙期(時間帯)は時期により異なることから、白老町港湾Gに確認すること。
- 商船が入出港する場合は、商船を優先すること。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【港湾・海岸工事企業用】

「船舶」に関すること（続き）

「各岸壁の注意事項」について

東埠頭 第1岸壁（第1商港区）

- 原則、工事作業に伴う使用は不可。
- けい留のみ希望の場合は、白老町港湾室へ連絡すること。
- けい留する場合は、岸壁及び臨港道路には車両を駐車しないこと。

東埠頭 第2岸壁（第1商港区）

- 原則、工事作業に伴う使用は不可。
- けい留のみ希望の場合は、白老町港湾室へ連絡すること。
- けい留する場合は、岸壁及び臨港道路には車両を駐車しないこと。
- 当岸壁へ入港する際には、入港方法に関する連絡事項があることから、事前に白老町港湾Gへ連絡すること。（定期的に入港している船舶を除く。）

中央埠頭 第1岸壁（第2商港区）

- 工事中用割石の積み出し専用岸壁。
- 起重機船に割石を積み込む際は、海中に割石を落下させないように注意すること。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

中央埠頭 第2岸壁（第2商港区）

- 現在、主に工事中用資材（ブロック等）の積み出し専用岸壁。
- 月1回程度、商船が入港し荷役作業（食用油）が行われることから、その際には起重機船等の移動及び岸壁上の荷役作業スペースを確保されますようお願いいたします。
- 中央埠頭第3岸壁（公共中央1号上屋前）に他船が入港している場合（入港予定含む）は、7ビットより可能な限り苫小牧側に寄せてけい留すること。
- 岸壁上にブロックやバケット等の重量物を置く際は、岸壁を破損させないように敷き鉄板を設置する等の対策を講じること。
- 工事中用資材（ブロックや土砂等）を積み出し及び運搬する場合は、公共中央1号上屋へ粉塵などが飛散しないよう対策を講じること。
- 作業により、岸壁及び周辺道路等が汚れた場合は清掃を行うこと。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

中央埠頭 第3岸壁（第2商港区）

- 原則、工事作業に伴う使用は不可。
- けい留のみ希望の場合は、白老町港湾Gへ連絡すること。
- けい留する場合は、岸壁及び臨港道路には車両を駐車しないこと。

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【港湾・海岸工事企業用】

「船舶」に関すること（続き）

「各岸壁の注意事項」について

中央埠頭 第4岸壁（第2商港区）

- 商船が入港しない時に限り、工事作業可能。
- 中央埠頭第3岸壁（公共中央1号上屋前）に他船が入港している場合（入港予定含む）は、6番ビットより可能な限り沖側に寄せてけい留すること。
- 岸壁上にブロックやバケット等の重量物を置く際は、岸壁を破損させないように敷き鉄板を設置をする等の対策を講じること。
- 工事用資材（ブロックや土砂等）を積み出し及び運搬する場合は、公共中央1号上屋へ粉塵などが飛散しないよう対策を講じること。
- 作業により、岸壁及び周辺道路等が汚れた場合は清掃を行うこと。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

「船舶給水」について

船舶給水の申し込み方法

- 船舶への給水をご希望の場合は、白老町港湾Gに希望日時及び給水量等について対応可能か確認の上、申請手続きを行うこと。
- 作業日時等が決定しましたら「船舶給水施設使用許可申請書」を白老町港湾Gへ提出願います。（メール、FAX可）

【様式】「船舶給水施設使用許可申請書」（word形式）は港湾Gホームページからダウンロード可能。

給水作業 実施可能時間

月曜日～土曜日 07:00～17:00（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆を除く）

※ 給水希望日時に、すでに他船の予約が入っている場合は対応できません。

※ 事前予約がない場合、荒天時及びその他の事情により対応できないことがあります。

船舶給水施設使用料

水量1m³につき 300円

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【港湾・海岸工事企業用】

「工事・運搬作業」に関すること

工事作業

- 安全管理を徹底すること。
- 作業は、原則、日の出から日没までとする。

運搬作業

- 運搬車両の安全運転を徹底させること。（低速での走行、交差点での一時停止など）
- トレーラーやダンプ等の運搬車両により、縁石や歩道を破損させないように敷き鉄板を設置する等の対策を講じること。
- 積載貨物により、港湾施設内の道路などを汚さないよう注意すること。
- 港から国道36号に出る際、信号機のない交差点は右折禁止とする。
(苫小牧方面へ右折する場合は、ローソン横信号機交差点のみとする。)

「その他」

港湾施設使用料

- 「白老港港湾施設使用料」を参照願います。
「白老港港湾施設使用料」(PDF形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

白老港利用企業の安全管理と協力体制

- 白老港を利用する企業は、安全を最優先し協力体制の上、港湾施設を利用すること。

「連絡先」

白老港港湾管理者

白老町 産業経済課 港湾グループ

〒059-0921

北海道白老郡白老町字石山335番地

〔TEL〕0144-84-2200

〔FAX〕0144-84-2201

E-mail kouwan@town.shiraoi.lg.jp

URL <http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp>



白老港港湾管理事務所